

養護教諭免許法改正への対応

小林壽子・杉谷昌代・奥山隆夫
吉川秀成・林英夫・大谷仁・塙見俊朗

The Response to A Revised Law of Nurse Teacher License

Hisako KOBAYASHI, Masayo SUGITANI

Takao OKUYAMA, Hideshige YOSHIKAWA

Hideo HAYASHI, Hitoshi OHTANI

and Toshiro SHIOMI

幼稚園から高等学校にいたる教員は、すべて教育職員免許法に定められた免許を取得することが義務づけられているが、このたび「教育職員免許法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という)¹⁾が、昭和63年12月28日法律第106号をもって公布され、平成元年4月1日から施行されることとなった。

「改正法」のうち養護教諭に関する事項²⁾についてみると、養護教諭に大学院修士課程終了程度を基礎資格とする「専修免許状」を新設し、大学卒業を基礎資格とする「一種免許状」と、短期大学卒業程度を基礎資格とする「二種免許状」に改められ、現在所有する免許状については、養護教諭の一級免許状は「一種免許状」、同じく二級免許状は「二種免許状」に改められた。

改正された法律は平成元年4月1日から施行されるが、新しい教育課程が始まるのは平成2年度入学の学生からとされている。本学においても、家政学科家政専攻養護教諭コースの新入生について「改正法」に準拠した教育を実施するために、現行の教育科目に検討を加えた。

I. 養護教諭免許法の主な改正点

1. 養護教諭免許取得に必要な科目及び単位数

表1は養護教諭二種免許状取得のため必要とされる「旧法」ならびに「改正法」の科目、最

表1 養護教諭二種免許状取得に必要な専門教育科目

区分	旧 法		改 正 法	
	項目	最低単位	項目	最低単位
養護に関する専門教育科目	衛生学（公衆衛生学、救急処置及び看護法を含む）	2	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む）	2
	「学校保健、養護教諭の職務」	2	学校保健（養護教諭の職務を含む）	2
	「食品学、栄養学、予防医学」	2	栄養学（食品学を含む）	2
	解剖生理	2	解剖学及び生理学	2
	「細菌学、免疫学、薬理理論」	2	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2
	「精神衛生学、個人衛生」	2	精神衛生	2
	看護学（臨床実習を含む）	8	看護学（臨床実習及び救急処置を含む）	10
	その他の科目	10	—	
	計	30	計	30
教職に関する専門教育科目	「教育原理、教育心理学」	2	教育の本質及び目標に関する科目	
			幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目	2
			教育過程に関する科目（道徳教育に関する科目及び特別活動に関する科目を含む）	
			生徒指導及び教育相談に関する科目	
			教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	6
	養護実習	2	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）	
			養護実習	4
			その他の科目	
	計	10	計	12

低取得単位を対比させたもので、養護教諭養成課程をもつ短期大学において、養護に関する専門教育科目及び教職に関する専門教育科目を、定められた単位数以上取得することが必要とされている。

2. 養護に関する専門教育科目

養護に関する専門教育科目については、「旧法」では表1に示すように8つの項目で示されているが、必ずしも学問体系に沿っていないものが「改正法」で整理された。

「改正法」では「旧法」にあったその他の科目がなくなっているが、教育職員免許法施行規則第九條第2項で、「養護に関する専門教育科目の単位は前項に規定するもののほか、大学の加える養護に関する専門教育科目についても修得できる」としているので、各々の養成機関が養護教諭として必要とする科目を加えて履修する。

3. 教職に関する専門教育科目

「旧法」は「教育原理、教育心理学」を2単位、養護実習2単位、その他の科目6単位で計10単位であるが、「改正法」では科目数も履修単位数も大幅に増加している。養護教諭も健康に関する知識だけでなく、教員としての基本的な教養を具備することが望まれている。

4. 養護免許状の上進

今回の「改正法」の大きい柱の一つに、二種免許状から一種免許状への上進の規定の変更がある。

「旧法」では、二級免許状をもっていて15年間養護教諭として勤務すれば、特別に単位を取得しなくても一級免許状を取得できたが、「改正法」では経験年数は考慮されるが、ある程度単位を取得しなければならない。しかも、教育職員免許法第九條の二に「教育職員で、その有する相当の免許状が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない」と規定され、二種免許状を持つものは一種免許状を持つように努力しなければならなくなつた。

表2は、上進に必要な在職年数と単位を示したもので、養護教諭の二種免許状をもつものが一種免許状を得ようとする場合、最低3年間勤務して20単位取得しなければならないが、その後勤務年数1年毎に5単位減じられ、5年以上では最低10単位の取得を必要とする。また、一種免許状から専修免許状を得ようとする場合は3年勤務して15単位を必要とするが、それ以後は1年勤務する毎に3単位が減じられ、6年以上では最低6単位の取得を必要とする。

15年間勤務すれば単位修得不要という「旧法」の特例は平成6年4月1日から廃止されるので、平成元年4月1日現在で勤務年数が9年未満の教員は、この特例が適用されないこととなる。

表2 上進に必要な在職年数と単位

在職年数	二種から一種	一種から専修
3年	20単位	15単位
4	15	12
5	10	9
6	—	6

II. 本学における学外実習の現況

「旧法」では、表1に示すように養護に関する専門教育科目にて看護学臨床実習を、教職に関する専門教育科目にて養護実習をそれぞれ2単位ずつ修得が必要とされていた。本学においては、看護学臨床実習は出身地区の総合病院にて、養護実習は原則として出身中学校

にてそれぞれ2週間の学外実習を履修させている。

1. 看護学臨床実習

三重県外出身の学生については、表3の看護学臨床実習病院の選定基準を参考として、1年次の冬期休暇中に実習病院を訪問・依頼し、内諾を得た場合は表4の予備調査表に必要事項を記入の上、養護教諭コース主任に提出させる。この調査表に基づいて表5の学長名の看護学臨床実習依頼書を実習病院に発送し、折り返し表6の臨床実習受け入れ承諾書の送付を受け取ることとなる。

三重県内出身及び県外出身で適当な実習病院を確保できなかった学生については、鈴鹿短期大学が選定した三重県内の実習病院に振り分ける。

看護学臨床実習に当たって、表7の依頼書、表8の身元保証書及び別冊子の看護学実習記録帳を持参させる。実習終了時には表9の学長名の礼状を発送する。

表3 看護学臨床実習病院の選定基準

1. 国公立の病院がのぞましい。

国立、県立、市町村立、日赤、共済組合立、~~救~~済会立、済生会立
厚生連（農協）など。

2. 入院ベッド数100床以上

内科又は小児科 } 必らず必要
外科又は整形外科 }

3. 外来診療科

小児科又は内科 } 必らず必要
外科又は整形外科 }

4. その他の条件

入院、外来とも2、3以外に眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科などが設
置されていればなおのぞましい。

5. 上記のことが具備されていれば私立、医療法人立などの病院でも
さしつかえない。

6. 保健所の医療係に問い合わせて参考にするとよい。

鈴鹿短期大学

表4 平成元年度 看護学臨床実習病院予備調査票

実習生氏名 養護教諭コース 年 組 席氏名			
実 習 病 院	病院名	正式な名称を記入すること	
	所在地	〒	
	院長名	総婦長名	
実習期間	月	日から	月 日まで
同時本学 実習生氏名			
病院実習について現在のところ I 内諾してもらっているので大学から依頼状（公文書）発送してほしい。 II 内諾はまだだが実習についての依頼状発送してもらったら承認可能。 III 交渉中である。また今から交渉にはいる。 IV その他（具体的に）			

表5

病院長 殿	鈴鹿短期大学長 堀 敏文	看護学実習について
令大発第号 平成元年月日	看護学実習の依頼について	
		下記の学生は当大学家政学科第一部第二学年養護教論コースに在学中であります。が、卒業後教員免許状取得のため、看護学実習を貴病院において実習させていただきたく、直接当人を参上させお願い申し上げます。
		何かとご繁忙の折から甚だ迷惑のことは存じますが、まけてお引受けいただきご指導を賜わりたく、一々参上しお願いすべきが本意ですが、書面にて失礼のことをお許しの上お聞きとどけ下さいますようお願い申し上げます。
		備考 1. 実習指導内容については、別添看護実習記録の実習指導要項及び看護実習項目経験録等の項をご参照下さい。
		2. 実習期日については、左記期間のうち2週間を貴病院と実習生との調整の上決定して下さい。
		3. 実習形態(実習場)については、
		①病棟実習... 小児病棟又は内科病棟3日ー4日 ②外来実習... 小兒科外来又は整形外科外来2日 ③その他については、貴病院の状況により指導要項の6を参考して配置をお願いします。
		4. カンファレンスについては、2名以上の学生が実習する場合に行い、1回15分ー30分1週間2回程度を考えます。
		1. 取得見込の免許状は中学校教諭二級普通免許状(保健)と養護教諭二級普通免許状です。
		2. 期間は本学としては平成元年7月31日から9月2日のうち2週間を希望しております。
		3. お手数ながら踏否の程、折返しご回報いただきたくお願ひいたします。

表7

鈴大発第	号	平成 年 月 日	看護学生臨床実習についてお願い
病院長 殿		鈴鹿短期大学	本学学生の看護学実習につきましては、何かとご多忙
		学長 堀 敬文	の中をお引き受けいただき厚くお礼申し上げます。
			いよいよ本日より参上いたしますが、何分未熟なところ多々あるかと存じます。何卒よろしくご指導ください
			ますようお願い申しあげます。
			学生の持参いたしますのは、次のものでございます。
			1. 看護学実習記録 2. 白衣、三角巾、上履
			実習期間 平成元年 月 日 ~ 月 日
			そ の 他

表6

鈴大発第	号	平成 年 月 日	看護学生臨床実習入れについて
病院長 殿		病院住所	今回 依頼のありました看護学実習につきまして、下記の通り
		病院名	承諾いたします。
			記
			実習生氏名
			実習期間 平成元年 月 日 ~ 月 日
			そ の 他

表9

表8

平成 年 月 日	身 元 保 証 書
病院長 殿	鈴鹿短期大学長 堀 敬文
<p>拝啓 貴病院益々ご発展のこととお慶び申し上げます。 さて、今回の看護学臨床実習につきましては、ご無理なお願ひを申しあげましたところ、業務ご多忙の中にもかかわらず懇切なるご指導を賜りおかげさまで所期の目的を達成して無事終了することができましたこと、まことに有難く厚くお礼申し上げます。</p> <p>学生には、この学外実習で得ました貴い経験をもとに更に意欲を旺んにしで培された学生生活を有難義にすべく努力させ、ご指導のご恩におこたえさせらるべく指導したいと存じております。</p> <p>ご担当いただきました皆様方にも何とぞよろしくお伝えいただけますようお願い申し上げます。</p> <p>末筆乍ら皆様方のご健勝をお祈りいたします。</p>	
	身元保証人 教具

平成 年 月 日	身 元 保 証 書
病院長 殿	鈴鹿短期大学長 堀 敬文
<p>拝啓 貴病院益々ご発展のこととお慶び申し上げます。 の身元保証人として、実習者が貴院に損害もしくはご迷惑をおかけした場合には、すべて私の責任において解決させていただくことに相違ありません。</p> <p>平成元年 月 日</p>	
	身元保証人 教具
住 所	三重県鈴鹿市庄野町1250
氏 名	鈴鹿短期大学 学長 堀 敬文
	殿

図1は、看護学臨床実習に関する知識、技術及び態度の3つの評価事項について、実習病院におけるA、B及びCの三段階法（Aは優れているもの、Bはふつうのもの、Cはやや劣るもの）による評価の百分率を示したものである。

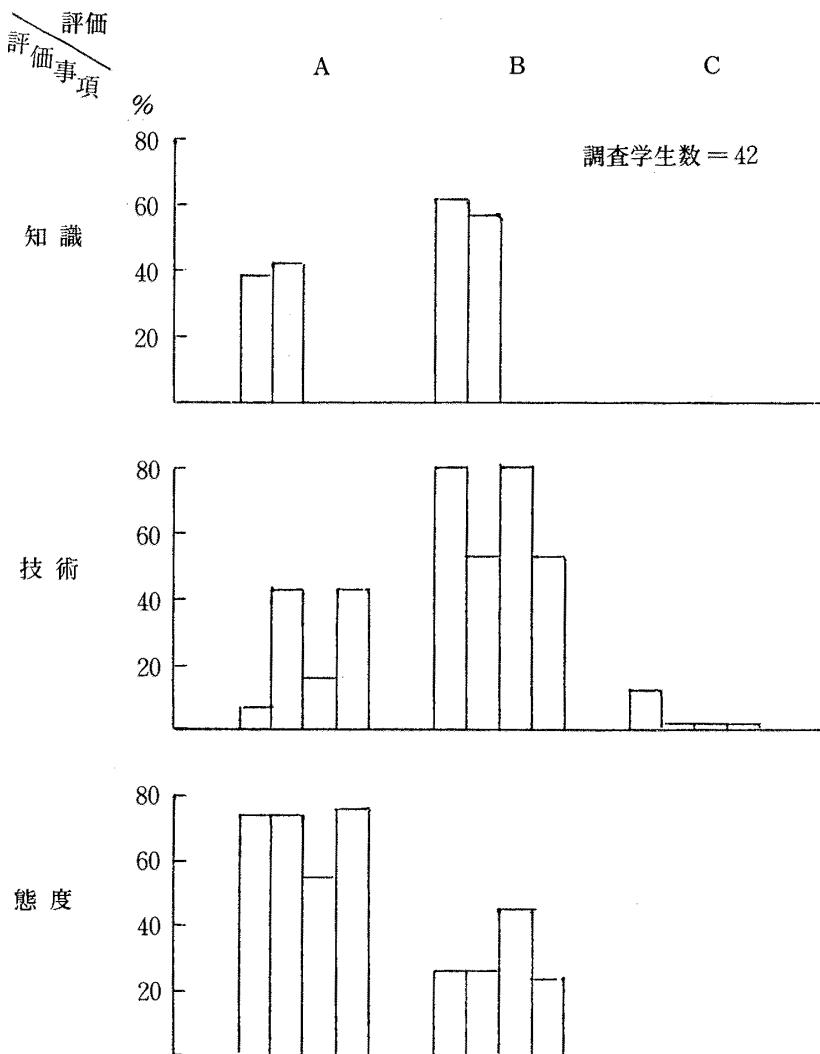


図1 看護学臨床実習の評価（平成元年度）

3つの評価事項のうち、知識事項には 1) 基礎的知識を理解している 2) 実習項目内容について理解と認識を持っているの2項目、技術事項には 1) 診察及び看護行為の準備と後始末ができる 2) 対象を知る努力とその対応が適切である 3) 疾患に対する基礎的な知識とその基本的な看護技術が適切である 4) 觀察、記録、報告が適切であるの4項目、また態度事項には 1) 挨拶、言葉使い、身だしなみ、態度はよい 2) 他人との協力、対人関係はよい 3) 責任感、信頼性がある 4) 目的意志をもって実習に臨んでいるの4項目が含まれている。

図1に示すように、知識事項についてはC評価の学生はなかったが、1), 2) 項目ともにB評価が61.9%, 57.2%と半数を越えている。技術事項に対する評価は、3つの評価事項のう

ちで最も低く、1) 項目のC評価は11.9%，2), 3) 及び4) のC評価は何れも2.4%を示すとともに、1) ~ 4) のすべての項目にB評価を得た学生が半数を越えた。態度の評価事項は最も良好な評価を受け、実習生の大部分がA評価を獲得した。また、3つの評価事項のすべての項目にA評価を得た学生が2名(4.8%)存在した。

図1の看護学臨床実習に関する成績から、臨床実習の態度は良好であるが知識はまだ不充分であるし、技術についてもなお一層の実習指導が必要であるといえる。

看護学の臨床実習は本学では2年次の7月中旬から8月にかけて実施しているが、養護教諭の採用試験は7月~8月に実施されることが多い。養護教諭養成課程をもっている全国の25短期大学にアンケート調査を実施したところ、回答に応じた16短期大学のうち7校が1年次の2月~3月に臨床実習を終了していることから、本学においても1年次の3月に看護学の臨床実習を実施しては如何かと考えている。

2. 養護実習

教職に関する専門教育科目のうち、養護実習は表1に示すように「旧法」の2単位が「改正法」では4単位に引き上げられた。ただし、施行規則第6條備考8及び同第10條において、そのうちの1単位までは事前・前後の指導をもって当てることができるとされているが、何れにしても教育実習の充実が強く求められている。

本学における養護実習の現況をみると、養護教諭コース1年生に対する2年次教育実習説明会を、夏期休暇を控えた平成元年7月に実施した。説明会で配布した教育実習依頼校訪問の手引きは表10に示す。教育実習の対象校は原則として出身中学校となっているが、卒業後3年以上を経過していることから在学時代の顔見知りの教職員が少なくなっている、依頼に際しての作法を詳細に指導することが求められるようである。説明会では同時に表11に示す教育実習生調査表への記入・提出を求めている。

教育実習校への依頼に際しては表12に示す家政学科長名の依頼書を持参させ、内諾を得た依頼校ならびに担当教育委員会教育長宛に、表13及び表14に示す学長名の依頼状を発送する。

教育実習の開始に先立って、表15の学外実習巡回指導票を養護教諭コース担当の教員に提出して、巡回指導日時の確認を得るとともに、教育実習開始初日に表16に示す養護教諭コース主任名の依頼書を依頼校の担当教諭に提出させる。教育実習の終了に際して表17に示す学長名の札状を送付する。

教育実習の説明会では実習対象校は原則として出身中学校とするよう指導しており、図2に示すように、昭和62年度及び平成元年度はそれぞれ中学校にて51.8%及び51.4%の学生が養護の教育実習を受けているが、昭和63年度は小学校で受講する学生が59.2%を占めており、養護教諭の未配置校その他の理由で止むを得ないものであろう。

表18は平成元年度に養護実習を終了した学生について、7つの実習項目別の経験率を示したものである。実習項目「健康診断」については、その9件の実習内容を平均して60.1%の学生

表10 平成2年度 養護実習依頼学校訪問の手引き

1. 訪問校 出身中学校を原則とする。	4) 実習日程の形態	
2. 訪問期日 一本学夏季休業：7／26（水）～9／30（土）	①本学希望予定日程：養護実習…………平成2年6月4日（月）～6月16日（土） 教育実習（保健・家庭）…同年10月1日（月）～10月13日（土）	
公立学校休業日：学校教育法施行令30条 学校を設置する教育委員会が定める。	②実習校の希望で、教育実習（保健・家庭）を6月4日（月）～6月16日（土）。 養護実習を10月1日（月）～10月13日（土）とするのは差し支えない。	
一般的に①夏季：7／21～8／31 ②冬季：12／25～1／7 ③学年末：3／25～4／3	③養護実習・教育実習（保健・家庭）を、前期または後期に連続4週間に亘り受けること。 例えば 6月4日～6月30日など	
3. 実習依頼にあたって	④実習校の希望で、養護実習・教育実習（保健・家庭）とも、実施期日が1週間程度前後するのはやむを得ない。	
1) 平成2年度教育実習依頼（実習は資格取得の為の必須条件である）	<内 容>	
公立学校休業日：学校教育法施行令30条 学校を設置する教育委員会が定める。	①教育実習：保健・家庭…2週間（免許法施行規則第6条） ②養護実習：養護…2週間（免許法施行規則第10条）	
一般的に①夏季：7／21～8／31 ②冬季：12／25～1／7 ③学年末：3／25～4／3	<期 日> 養護実習：平成2年6月4日（月）～6月16日（土） 教育実習：同年10月1日（月）～10月13日（土）	
2) 収育実習は、学校教育を身をもって体験することにより、学校教員たるに必要な教職的資質を総合的に学習することを目的とする。	④実習生は、期間中承認校・指導教官の指導の下に、1職員として学校の経営方針・教育努力目標を熟知・達成して、1人1人の生徒の人格を尊重し、真心をもって生徒指導に努めなければならない。	
3) 実習生は、学校教育を身につけられるもの（例えば資格のみを貰得目的とする・緊急女性として収養を身につける等）は、原則的に実習承認は拒否される場合がある。（できれば、受験県は内定しておくこと）	*収職を目指す意図の明確でないもの（例えば資格のみを貰得目的とする・緊急女性として収養を身につける等）は、原則的に実習承認は拒否される場合がある。（できれば、受験県は内定しておくこと）	
4. 実習受入れ園（小・中・高等学校）	1) 学校の管理は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律・第33条」により、教育委員会が定めることになっている。 2) 受入れの義務はないが、卒業生であるという好意に依るものである。 3) 校長決裁に至るまでの過程（一般的に）	
5. 訪問にあたって	3) 校長決裁出一→校長一一学校長一一「実習指導担当教官（保健・家庭・養護）の意向行動」→教員一→学校長一一「実習会議（校長決裁）→教頭一→生徒実習生（内話と再度訪問依頼）	
6. 平成2年度教育実習依頼（実始発表4月1日）	1) 併せてできるだけ早い時期に ○各校共体裏に入ると職員会議をもつ機会がなくなる。 ○他大学実習希望学生の申出に遅れぬよう。 ○4大生の実習は3年時、できない者は4年時のチャンスがあるが、短大にはその様な余裕がない。	

表10 続き

*事務窓口は即訪問につながる事が多い。	*依頼内容の申し送りの確認（依頼校園、新旧校長・教頭園での）
3) 同一校2人以上ある場合は、必ず同一行動をとること。	*日程変更の有無
例、「〇年度卒業生の『鈴鹿花子』と書うものですが、在学中は……教育実習のお題に…〇〇先生（HR担当または教科担任）……」	*再度訪問の要否
（あいさつ・用件）→教員紹介（依頼）が終わって→〇〇先生・事務に	*第一回訪問より、以降の結果および変更など、後に実習受け入れ担当者と連絡をとり実習に支障なきよう各自の責任において処理すること
あいさつをし、帰宅	
*面談は要点を簡潔・明瞭・短時間に	
例：特に、県外出身学生のために	
○伊勢路（三重県）について…伊勢神宮・鳥羽二見・志摩・鈴鹿サーキット 鈴鹿峠・東海道53次、46番目の宿場町「庄野の里」	
○鈴鹿短大…昭和41年設立 家政学科（女子）美濃教諭コース・服飾科学コース・ 食文化コース・栄養士コース	
昭和59年度より商経学科（男・女）	
*専修学園（高校…3校・中学校…1校・ビジネスカレッジ・幼稚園など）	
学 長：堀 敏文 先生	
4) 面談結果	
後日連絡：家族に訪問内容を説明しておくこと（本人留守の場合あり）。	
結果を家人より聞いた場合は必ず学校に連絡・確認のこと。	
*決められた出校（面接）日時の遵守！	
*自分の都合による変更要請はもってのほか！	
5) その他訪問に際しては	
服装・化粧・装飾品・音楽使い・作法…など十分気を付けよう。	
*実習依頼は、必ず自分で	
6. 訪問後の心得	
1) 大学への通校前（9月末）の訪問……………御礼と確認	
2) 冬季休業……年末帰省時挨拶	
年 真 挨 拶	
挨 拶	
3) 学年末休業……3月末教職員移動内定	4. の6) 7)
新年度カリキュラム編成	と関連
4) 4月1日……教職員移動発表	
新年度開始	

表11 平成年度教育実習生調査票

実習生	ふりかな 氏名	鈴鹿短期大学家政学科 家政専攻養護教諭コース1年
	生年月日 昭和 年 月 日生	
通学中 住 所	〒	TEL
実習中 住 所	〒	TEL
出身校	昭和 年 3 月	小学校卒
	昭和 年 3 月	中学校卒
	昭和 年 3 月	高等学校卒
取 得 希望免許状	養護教諭二級普通免許状 中学校教諭二級普通免許状（保健）	
本学への 連絡	〒513 鈴鹿市庄野町1250番地 鈴鹿短期大学 教務部 TEL 0593-78-1020	

表12

<p>学 校 長 殿</p> <p>平成元年 月 日</p> <p>鈴鹿短期大学 家政学科長 吉川 秀成</p> <p>教育実習の特徴について</p>	<p>学生には、本状を持参の上貴校に参上し種々ご依頼申し上げるよう指示してございますので、その節は何卒格別のご配慮を賜りますようお願ひいたします。</p> <p>極めてご多忙中のところご無理なお願いで恐縮とは存じますが、取りあえずお願い申し上げます。</p> <p>幸いにも貴校でこの期間にご内諾いただけますならば誠にありがたく存じますが、もし貴校のご事情により不可能、あるいは著しく時間が許されます場合はご依頼に参上いたしました学生にその旨をお申しつけ下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>校務ご多端の折柄、益々学校教育推進にご尽力のことと拝察し謹質の至りに存じます。</p> <p>さて、まことに矢札とは存じますが、書中をもって本学学生養護教諭コース一年次 の教育実習についてご依頼申し上げたいと存じますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>本学の養護教諭コースの学生は養護教諭及び中学校教諭（保健）2級普通免許状を取得するため、（1）養護及び（2）保健の教育実習を受けなければなりません。</p> <p>つきましては、甚だご迷惑とは存じますが、学生の出身校である貴校にて上記の実習（1）（2）を受けさせていただきたくお願い申し上げる次第でございます。</p> <p>期日は、平成2年6月4日（月）より同月16日（土）まで免許課程により2週間養護実習を、平成2年10月1日（月）より同月13日（土）までの二週間保健科の教育実習をお願いいたしたいと存じます。</p>
---	--

表14

教育委員会教育長殿	堀 敬文	教育実習の依頼について				
鈴大発第 平成年月日						
実習学校						
<p>みだしの件について、下記により本学学生が實委員会の学校において教育実習を行わせていただきたい旨申しあでおりりますので甚だ迷惑のこととは存じますが、何とぞ許可いただきますようお願い申しあげます。</p> <p>学生氏名</p> <p>なお 1. 学生は本学家政学科家政専攻基謹教論コース在学中であり取扱見込の免許状は、中学校教諭二級普通免許状（保健）と小・中・高基謹教諭二級普通免許状であります。</p> <p>2. 期間は次の通りです。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>平成年月日～</td> <td>月日（保健実習）</td> </tr> <tr> <td>平成年月日～</td> <td>月日（基謹実習）</td> </tr> </table> <p>3. 實習校校長には、別紙本学からご依頼してすでにご内諾をえていることを申し添えます。</p>			平成年月日～	月日（保健実習）	平成年月日～	月日（基謹実習）
平成年月日～	月日（保健実習）					
平成年月日～	月日（基謹実習）					

表13

学校長殿	堀 敬文	教育実習の依頼について				
鈴鹿短期大学長						
鈴大発第 平成年月日						
<p>下記の学生は当大学家政学科家政専攻基謹教論コースに在学中であります。が、卒業後教員免許状取得のための教育実習を、貴校において実習させていただきますよう、昨秋、お願ひいたしましたところご内諾をいただきました。</p> <p>つきましては、何かとご繁忙の折から甚だ迷惑のこととは存じますが、下記の通りご指導を賜わりますよう、お願い申し上げます。</p> <p>記</p> <p>実習生氏名</p> <p>なお 1. 取得見込の免許状は中学校教諭二級普通免許状（保健）と基謹教諭二級普通免許状です。</p> <p>2. 既にご内諾いただいた期間は次の通りになっておりますのでご確認をお願いいたします。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>期間 平成年月日～</td> <td>月日（保健実習）</td> </tr> <tr> <td>平成年月日～</td> <td>月日（基謹実習）</td> </tr> </table>			期間 平成年月日～	月日（保健実習）	平成年月日～	月日（基謹実習）
期間 平成年月日～	月日（保健実習）					
平成年月日～	月日（基謹実習）					

表16

学校	担当教諭員	鈴鹿大妻機第 号 平成元年 月 日	鈴鹿短期大学家政学科 養護教諭コース 主任 塩見 敏朗
<p>学外実習についてお願い</p> <p>初夏の候、益々ご清栄のことと存じます。この度、本学養護教諭コースの学生が 養護実習あるいは保健教育実習のため、騒動多忙の中のご指導頂くことになり、 心より感謝致しております。何分、勉学も浅く迷惑をおかけすることもある様々 あると存じますが、どしどしご指摘下さいまして、宜しくご指導の程お願い申 し上げます。実習内容につきましては、御校のご予定の中で実習を受けること のできます事項・物語結構でございますが、もしも機会がござりますれば、別 紙実習内容につきましてご配慮頂くことができればと考え、取り上げてみまし た。</p> <p>更に、学生が自分なりの「卒業研究題目」を考えておりますので、ご協力ご 指導頂ければ幸甚に存じます。</p> <p>参考してご挨拶申し上げるのが本意であります、書面での失礼をお許し 下さい。</p> <p>時節柄、ご自愛の程をお祈り致します。</p>			

表15

段	鈴短大妻機第 号 平成元年 月 日	養護教諭コース 主任 塩見 敏朗
<p>下記の要領により学外実習をいたしますので、巡回指導下さるようお願いします。</p> <p>学外実習巡回指導票</p> <p>記</p>		
1.	実習生 養護教諭コース 2年 組番 氏名	
2.	学外実習の種別 (A, B 何れかを○で囲むこと) A: 養護実習 B: 保健教育実習	
3.	実習校 1) 校名 : 〒 2) 所在地 : 〒 3) 駐路番号 : 4) 実習期間 : 平成元年 月 日 (曜日) ~ 月 日 (曜日)	
5.	5) 指導者氏名: 校長 教頭 保健主事 保健指導教諭	
6.	6. 実習校への交通機関 最寄りの下車駅名: 近鉄線・JR線 () ; 片道料金 () バス () ; 片道料金 ()	
7.	7. 最寄りの下車駅から実習校までの見取図	
8. 本指導票裏面に記載のことと。		
☆ 巡回指導員各位にお願い: 巡回指導を済ました後、本指導票に巡回指導 日時を、また実習校からの連絡事項・感想などがあれば、ご記載の上、養護教 諭コース主任にお届け下さい。		

表17

<p>学校長 殿</p> <p>鈴鹿短期大学長 堀 敏文</p> <p>拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。 さて、今回の教育実習につきましては、ご無理なお願いを申し上げましたところ、校務ご多忙中にもかかわらず懇切なるご指導を賜わりおかげさまで前期の教育実習を無事終了することができました。 誠に有難く厚くお礼申し上げます。 何分未熟な学生で大変ご迷惑をおかけいたしたことと深くお詫び申し上げます。 ご担当いただきました先生方にも何とぞよろしくお伝えいただきますようお願い申し上げます。 末筆乍ら先生方のご健勝をお祈りいたします。 とりあえずお礼まで。</p> <p style="text-align: right;">敬 具</p>
--

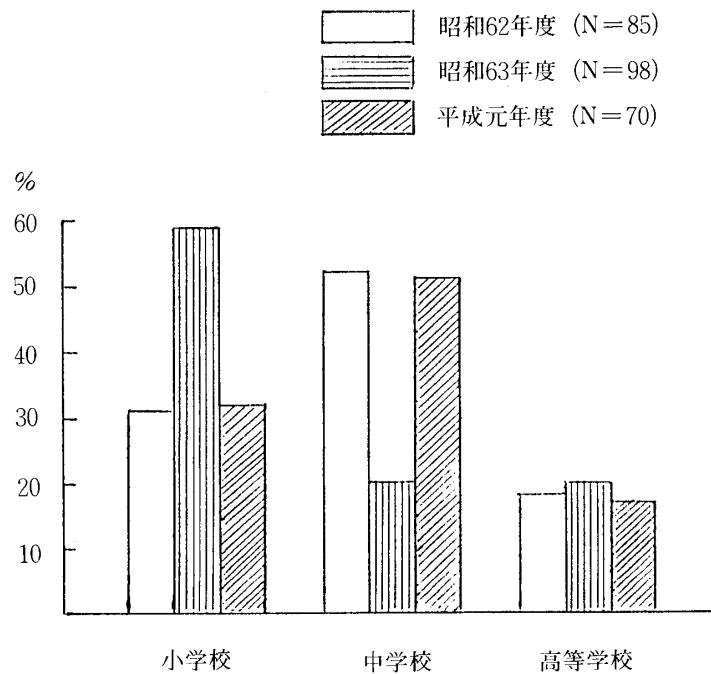


図2 年次別養護実習実施校

表18 養護実習項目別経験率（平成元年度）
調査学生数=34名

実習項目	実習内容件数	経験率
学校保健活動	2	20.6%
学校環境衛生	4	47.8
学校給食	1	35.3
健康診断	9	60.1
保健指導及び健康観察	15	33.1
保健室の管理と運営	5	48.8
学校保健組織活動	4	27.2

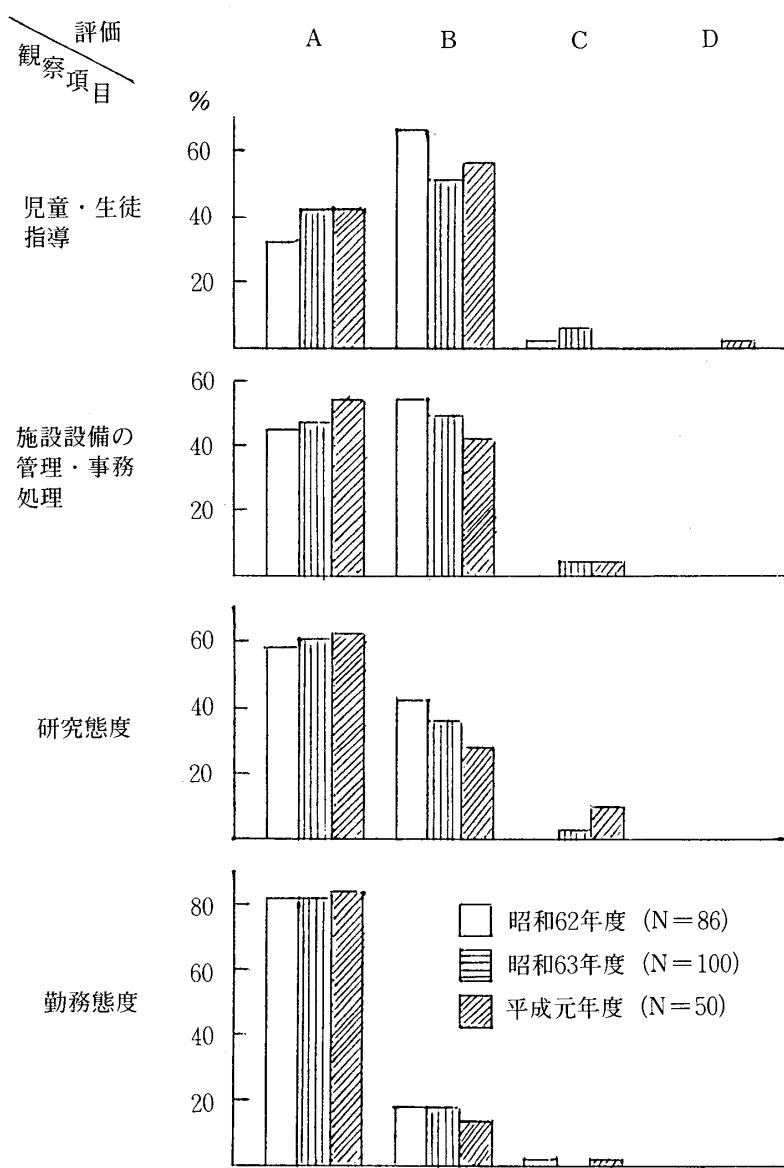


図3 養護実習観察項目に対する4段階評価の比率

が経験しており、その実習内容である計測・診断補助及び健康診断票・記録簿の整理の2件についてはそれぞれ82.4%及び85.3%の経験率を示した。また、実習項目「学校環境衛生」の4件の実習内容のうち清掃指導と点検は82.4%，実習項目「保健指導及び健康観察」の15件の実習内容のうち児童・生徒の救急看護の実習内容については85.3%の学生が経験した。

図3は、実習終了後に、児童・生徒指導、施設設備の管理・事務処理、研究態度及び勤務態度の4つの観察項目についてA，B，C及びDの4段階法による評価の百分率を、昭和62，63及び平成元年度について示したものである。

4つの観察項目のすべてがAと評価された学生は、各年度について9名、10名及び10名存在した。各年度を通じて研究態度及び勤務態度の観察項目に対する評価はAが多数を占めたが、施設設備の管理・事務処理の観察項目についてはAとBの評価が約半数ずつ、児童・生徒指導の観察項目についてはB評価が51.0～66.3%を占め、D評価の学生も少数ながら認められた。従って、児童・生徒指導の項目についての学生の指導に一層の努力が求められるところである。

III. 養護教諭免許法改正への対応

「改正法」に示された養護に関する専門教育科目の7つの項目に対応して、本学で開講する予定の養護に関する専門教育科目の対比表を表19に示す。

「改正法」で各項目の最低単位の合計が30単位とされているのに対して本学では21科目を開講し、何れも学則必修あるいは養護教諭免許必修科目としてその修得単位数は44単位となる。

本学開講科目のうちの衛生学、公衆衛生学(1)及び公衆衛生学(2)にはそれぞれ2単位ずつ割り当てられているが、養護教諭の採用試験には学校環境衛生に関する筆記ならびに実技問題が多く出題される傾向にあるので、公衆衛生学(2)をこれに充当する予定である。

また、施行規則第9條第2項の規定に則り、養護に関する他の専門教育科目として、表20に示すように学則必修として5科目、学則選択として7科目を履修させることとしている。表20の学則必修とされている卒業研究は、養護に関する専門教育科目を担当する教員を指導教員としてグループ単位に研究題目を選択させ、2年次の夏期休暇中及び引き続く後期に実施した研究成果を口演発表するとともに、印刷公表させている。

IV. 養護教諭コース課程卒業生の進路

表21は、昭和56年度から昭和63年度にいたる8年間の養護教諭コース卒業生の進路を示したものである。

養護教諭として教育機関に本採用された卒業生は、昭和56及び57年にそれぞれ14及び13名であったが、昭和58年度以降は一桁台を低迷しており、臨時採用者を含めて昭和56年度の46名から昭和63年度の27名へと大幅な減少がみられる。また、家事その他の家庭に入る卒業生が近年

表19 養護に関する専門教育科目

改 正 法		本 学 開 講 科 目	
項 目	最 低 単位数	科 目	修 得 単位数
衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む)	2	衛生学 公衆衛生学(1) 公衆衛生学(2) 予防医学	2 2 2 2
学校保健 (養護教諭の職務を含む)	2	学校保健 養護教諭の職務	4 2
栄養学 (食品学を含む)	2	栄養学 栄養学各論 食品学	2 2 2
解剖学及び生理学	2	解剖学 生理学	2 2
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	微生物学 免疫学 薬理概論	2 2 2
精神衛生	2	精神衛生	2
看護学 (臨床実習及び救急処置を含む)	10	看護学(1) 看護学(2) 看護学実習(1) 看護学実習(2) 臨床実習 救急処置及び看護法	2 4 1 1 2 2
計	30	計	44

表20 養護に関するその他の専門教育科目

科 目	必修・選択 の 别	単 位
生活科学	学則必修	2
家庭経営論（家庭経済を含む）		2
保育学（家庭看護を含む）		2
被服整理学		2
卒業研究		2
小児保健	学則選択	2
家族関係		2
住居学（製図を含む）		2
生活情報処理		2
セミナール（教職）		2
社会福祉		2
カウンセリング		1

表21 養護教諭コース卒業生の進路

卒業年度(昭和)		56	57	58	59	60	61	62	63
卒業者数		120	128	98	68	63	49	85	99
養護教諭	本採用	14	13	8	6	3	1	7	2
	臨時採用	32	27	22	21	21	14	22	25
進学		0	3	0	1	2	0	2	7
就職	医療系	6	3	8	2	4	9	5	9
	福祉系	1	1	4	2	3	0	4	6
	企業系	16	20	15	7	12	13	13	22
	公務員	4	0	3	3	2	2	5	8
家事その他		47	61	38	26	16	10	27	20

大幅に減少しているのも注目されるところである。

これらの卒業生の進路の変遷をみると、養護教諭養成機関も大きな転換時期を迎えているのかも知れない。

参考文献

- 1) 兼子 仁ほか編：教育六法（平成元年度），490—503，東京，学陽書房，1989.
- 2) 出井 美智子：教育職員免許法改正について，健康教室，No.464，75—79，1989.